

大阪市立大領小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間性豊かな子どもを育てる」ために『大領小学校いじめ防止基本方針』を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①相手の気持ちを考えたり、助け合ったりすることができる人間関係を構築し、いじめを絶対に許さない雰囲気づくりに取り組む。
- ②いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために教職員全体で連携を深め、いじめを見逃さない体制をとり、子どもの実態把握につねに気を配る。
- ③学校協議会・PTA・家庭・地域との連携に努め、学校の状況や指導方針等を発信し、迅速に対応する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学習規律の定着をはかり、自主的な学習習慣の定着に努める。
- ② 自分の思いや考えを発表し合い、深め合う主体的な学習活動を開催し、成就感や達成感の味わえる授業づくりに努める。
- ③ 教員一人一人が授業研究を伴う校内研修を実施し、全体研究会等で成果を交流し、授業力を高めるように努める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① たてわり班での集会活動や委員会活動、クラブ活動等を通して、互いに支え合い自主的に行動できる集団づくりを推進する。

- ② 児童会、各学年・学級で自分に与えられた役割を果たすことで、一人一人が自己責任を果たし、協力する姿勢を高める。
 - ③ 自らの役割を考え、自らのよさを積極的に生かし、自らの目標や希望を達成しようとする態度を育てる。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 日々のすべての教育活動の中で、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるよう指導に努める。
 - ② 道徳全体計画・年間指導計画に基づき、道徳教育や人権教育の充実に努め、全教職員で指導内容を共有化する。
 - ③ 個人情報の保護などの情報モラルに関する指導の充実を図る。
 - ④ 自分の意見や考え、気持ちをしっかりと表現するとともに、相手の考え方や思いを認めようとする態度を育てる。
 - ⑤ 児童と教職員が、いじめについての認識を共有し、「傍観者」もいじめに加担していることや、「とりまき」も加害者と同じであることを認識させる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童との信頼関係を構築し、日ごろからの見守りに努め、ささいな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、情報を共有化するために、生活指導事例交流会や日々の学年間の連携などを強化する。
- ② 定期的なアンケートや面談を通して、実態把握に努める。同時に、児童がいつでも何でも相談できる環境や雰囲気づくりに努める。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用、いじめ相談窓口の周知など、外部機関との連携を密にする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの早期解決のために、組織として対応する意識を高め、すぐに報告し、情報を共有し、複数の教職員で対応していくように確認する。
- ② 被害児童の安全の確保と、加害児童への再発防止に努める。そのためにも、保護者との連絡を密に行い、地域や警察等との連携をとりながら対応する。

③ネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用するなどして、適切に対応できるようとする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ等防止対策委員会の設置

① 構成メンバー

校長・教頭・教務部長・人権教育部長・生活指導部長・各学年代表

※ 必要に応じて、担任や関連の教職員等も参加。

② 役割

- ・ いじめの疑いに関する情報や、問題行動に関わる情報など、児童の問題情報の収集や記録・共有を行う。
- ・ 緊急な事案が発生した場合は、すぐに連絡会を招集し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。必要に応じて全体会を行い、全教職員の共通理解を図る。

③ 年間計画

○ 調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回（各学期1回）

○ 研修会

- ・ 人権教育全体研修会
- ・ 生活指導全体研修会
- ・ 特別支援教育全体研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校協議会・PTA 実行委員会等で情報交換を行い、早期発見・早期解決に努める。
- ② 保護者・地域に対して、いじめ問題を認識することの大切さについて広く啓発活動を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 児童のいじめアンケートの結果の検証を行う。
- ② 検証の結果から今後の取り組みについて検討を行う。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

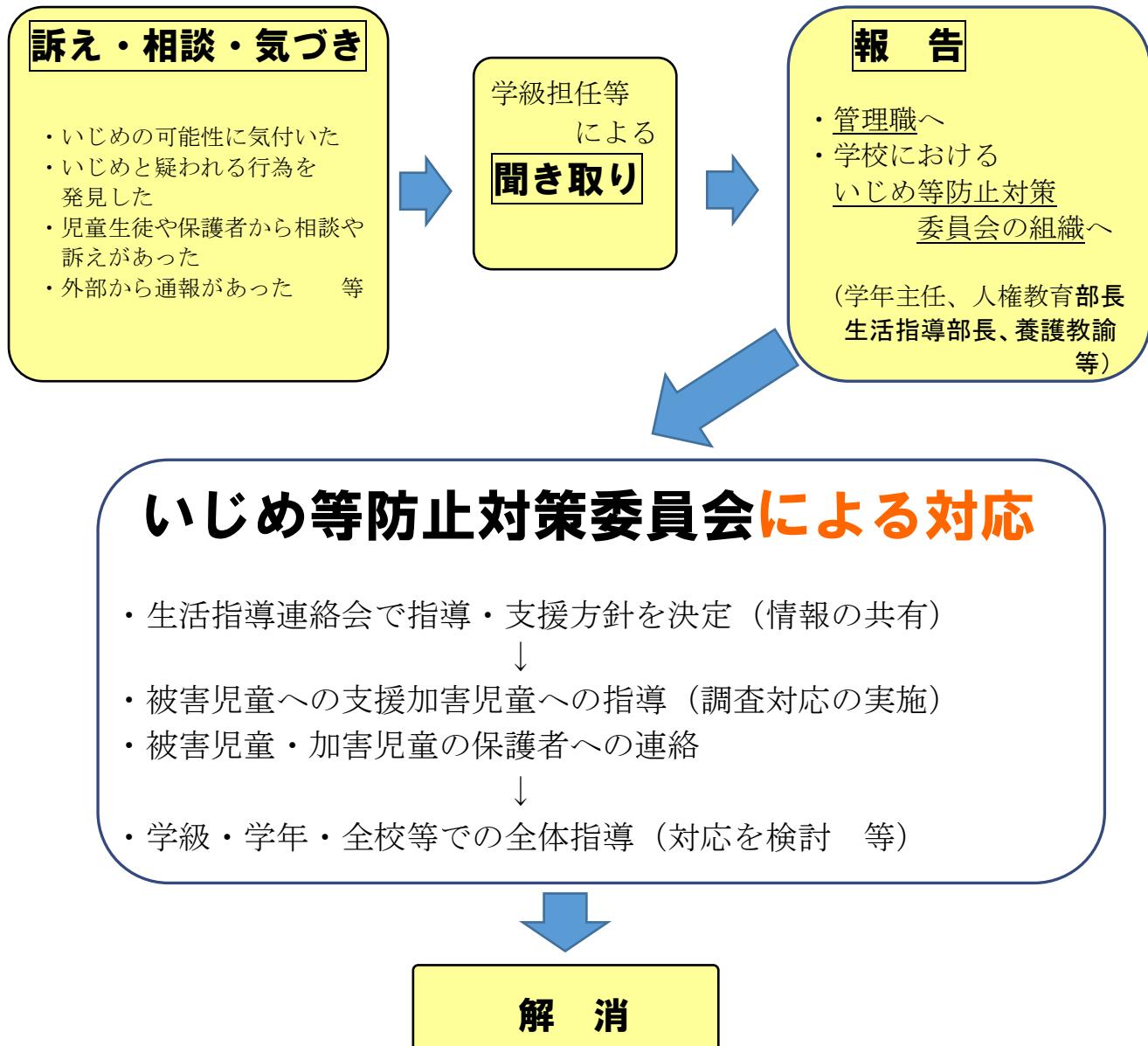
(1) 教育委員会への報告

- ・ 被害児童の名前・学年・性別
- ・ 欠席期間・その他の児童の状況
- ・ 児童・保護者からの重大事態である旨の訴えがある場合は、その内容を報告

(2) 学校としての対応

- ・ 聴き取り、状況把握を行い、事実の報告を行う。
- ・ 被害児童及びその保護者に対しては、適切な情報提供を行う。
- ・ 外部への対応は管理職が行う。

【いじめ発見の際の流れ】 フローチャート図



平成 26(2014)年 4月1日 制定
平成 27(2015)年 12月1日 改訂
令和 3(2021)年 2月1日 改訂